

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 5 年 4 月 1 日 (至) 令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 松風会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	286,450,000	284,761,258	1,688,742	
	借入金利息補助金収入	165,000	165,000	0	
	経常経費寄附金収入	10,000	10,000	0	
	受取利息配当金収入	9,000	5,080	3,920	
	その他の収入	1,865,000	1,785,500	79,500	
	事業活動収入計(1)	288,499,000	286,726,838	1,772,162	
	支出				
	人件費支出	231,680,000	229,620,408	2,059,592	
	事業費支出	31,890,000	30,446,267	1,443,733	
	事務費支出	22,974,000	20,543,975	2,430,025	
	支払利息支出	170,000	165,226	4,774	
	事業活動支出計(2)	286,714,000	280,775,876	5,938,124	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,785,000	5,950,962	△4,165,962	
	収入				
	施設整備等補助金収入	40,288,000	39,603,000	685,000	
	固定資産売却収入	9,750,000	9,676,709	73,291	
	施設整備等収入計(4)	50,038,000	49,279,709	758,291	
	支出				
	設備資金借入金元金償還金支出	1,488,000	1,488,000	0	
施設整備等による収支	固定資産取得支出	72,935,000	72,843,076	91,924	
	施設整備等支出計(5)	74,423,000	74,331,076	91,924	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△24,385,000	△25,051,367	666,367	
	収入				
	積立資産取崩収入	73,000,000	73,000,000	0	
	その他の活動収入計(7)	73,000,000	73,000,000	0	
	支出				
	積立資産支出	50,400,000	50,494,750	△94,750	
	その他の活動支出計(8)	50,400,000	50,494,750	△94,750	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	22,600,000	22,505,250	94,750	
予備費支出(10)		0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	3,404,845	△3,404,845	
前期末支払資金残高(12)		0	50,864,317	△50,864,317	
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	54,269,162	△54,269,162	

社会福祉事業区分 資金収支内訳表

（自）令和 5 年 4 月 1 日 （至）令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 松風会

（単位：円）

勘定科目		本部	みどり保育園	西船みどり保育園	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入						
	保育事業収入	0	166,182,968	118,578,290	284,761,258	0	284,761,258
	借入金利息補助金収入	0	0	165,000	165,000	0	165,000
	経常経費寄附金収入	0	10,000	0	10,000	0	10,000
	受取利息配当金収入	284	3,127	1,669	5,080	0	5,080
	その他の収入	0	687,000	1,098,500	1,785,500	0	1,785,500
	事業活動収入計(1)	284	166,883,095	119,843,459	286,726,838	0	286,726,838
	支出						
	人件費支出	0	136,206,883	93,413,525	229,620,408	0	229,620,408
	事業費支出	0	16,838,676	13,607,591	30,446,267	0	30,446,267
施設整備等による収支	収入						
	事務費支出	524,916	11,889,108	8,129,951	20,543,975	0	20,543,975
	支払利息支出	0	0	165,226	165,226	0	165,226
	事業活動支出計(2)	524,916	164,934,667	115,316,293	280,775,876	0	280,775,876
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△524,632	1,948,428	4,527,166	5,950,962	0	5,950,962
	施設整備等補助金収入	0	38,115,000	1,488,000	39,603,000	0	39,603,000
	固定資産売却収入	0	9,676,709	0	9,676,709	0	9,676,709
	施設整備等収入計(4)	0	47,791,709	1,488,000	49,279,709	0	49,279,709
	設備資金借入金元金償還金支出	0	0	1,488,000	1,488,000	0	1,488,000
	支出						
その他の活動による収支	収入						
	固定資産取得支出	0	71,474,476	1,368,600	72,843,076	0	72,843,076
	施設整備等支出計(5)	0	71,474,476	2,856,600	74,331,076	0	74,331,076
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	△23,682,767	△1,368,600	△25,051,367	0	△25,051,367
	積立資産取崩収入	0	73,000,000	0	73,000,000	0	73,000,000
	拠点区分間繰入金収入	524,000	0	0	524,000	△524,000	0
	その他の活動収入計(7)	524,000	73,000,000	0	73,524,000	△524,000	73,000,000
	支出						
	積立資産支出	0	49,808,750	686,000	50,494,750	0	50,494,750
	拠点区分間繰入金支出	0	324,000	200,000	524,000	△524,000	0
その他の活動による収支	その他の活動支出計(8)	0	50,132,750	886,000	51,018,750	△524,000	50,494,750
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	524,000	22,867,250	△886,000	22,505,250	0	22,505,250
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	△632	1,132,911	2,272,566	3,404,845	0	3,404,845

前期末支払資金残高(11)	21,283,202	15,417,446	14,163,669	50,864,317	0	50,864,317
当期末支払資金残高(10)+(11)	21,282,570	16,550,357	16,436,235	54,269,162	0	54,269,162

法人単位事業活動計算書

（自）令和 5 年 4 月 1 日 （至）令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 松風会

（単位：円）

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
サービス活動増減の部	保育事業収益	284,761,258	266,868,634	17,892,624
	収益 経常経費寄附金収益	10,000	10,000	0
	収益 その他の収益	1,037,500	1,012,500	25,000
	サービス活動収益計 (1)	285,808,758	267,891,134	17,917,624
	費用 人件費	239,115,158	220,824,410	18,290,748
	費用 事業費	30,446,267	32,718,764	△2,272,497
	費用 事務費	20,554,755	20,902,668	△347,913
	費用 減価償却費	14,774,372	14,451,445	322,927
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△2,119,956	△2,427,661	307,705
	サービス活動費用計 (2)	302,770,596	286,469,626	16,300,970
	サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	△16,961,838	△18,578,492	1,616,654
サービス活動外増減の部	借入金利息補助金収益	165,000	184,000	△19,000
	収益 受取利息配当金収益	5,080	24,267	△19,187
	収益 その他のサービス活動外収益	748,000	143,221	604,779
	サービス活動外収益計 (4)	918,080	351,488	566,592
	費用 支払利息	165,226	184,570	△19,344
	サービス活動外費用計 (5)	165,226	184,570	△19,344
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	752,854	166,918	585,936
	経常増減差額 (7) = (3) + (6)	△16,208,984	△18,411,574	2,202,590
特別増減の部	収益 施設整備等補助金収益	39,603,000	5,988,000	33,615,000
	収益 固定資産売却益	1,294,034	0	1,294,034
	特別収益計 (8)	40,897,034	5,988,000	34,909,034
	費用 固定資産売却損・処分損	2	3	△1
	国庫補助金等特別積立金積立額	39,603,000	5,988,000	33,615,000
	特別費用計 (9)	39,603,002	5,988,003	33,614,999
	特別増減差額 (10) = (8) - (9)	1,294,032	△3	1,294,035
	当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)	△14,914,952	△18,411,577	3,496,625
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	111,127,705	127,539,282	△16,411,577
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)	96,212,753	109,127,705	△12,914,952
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	73,000,000	2,000,000	71,000,000
	その他の積立金積立額 (16)	48,500,000	0	48,500,000
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)	120,712,753	111,127,705	9,585,048

社会福祉事業区分 事業活動内訳表

（自）令和 5 年 4 月 1 日 （至）令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 松風会

（単位：円）

勘定科目		本部	みどり保育園	西船みどり保育園	合計	内部取引消去	事業区分合計
サービス活動増減の部	保育事業収益	0	166,182,968	118,578,290	284,761,258	0	284,761,258
	経常経費寄附金収益	0	10,000	0	10,000	0	10,000
	その他の収益	0	579,000	458,500	1,037,500	0	1,037,500
	サービス活動収益計(1)	0	166,771,968	119,036,790	285,808,758	0	285,808,758
	人件費	0	142,515,633	96,599,525	239,115,158	0	239,115,158
	事業費	0	16,838,676	13,607,591	30,446,267	0	30,446,267
	事務費	524,916	11,899,888	8,129,951	20,554,755	0	20,554,755
	減価償却費	0	6,225,456	8,548,916	14,774,372	0	14,774,372
	国庫補助金等特別積立金取崩額	0	△662,808	△1,457,148	△2,119,956	0	△2,119,956
	サービス活動費用計(2)	524,916	176,816,845	125,428,835	302,770,596	0	302,770,596
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△524,916	△10,044,877	△6,392,045	△16,961,838	0	△16,961,838
サービス活動外増減の部	借入金利息補助金収益	0	0	165,000	165,000	0	165,000
	受取利息配当金収益	284	3,127	1,669	5,080	0	5,080
	その他のサービス活動外収益	0	108,000	640,000	748,000	0	748,000
	サービス活動外収益計(4)	284	111,127	806,669	918,080	0	918,080
	支払利息	0	0	165,226	165,226	0	165,226
	サービス活動外費用計(5)	0	0	165,226	165,226	0	165,226
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	284	111,127	641,443	752,854	0	752,854
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	△524,632	△9,933,750	△5,750,602	△16,208,984	0	△16,208,984
	施設整備等補助金収益	0	38,115,000	1,488,000	39,603,000	0	39,603,000
	固定資産売却益	0	1,294,034	0	1,294,034	0	1,294,034
特別増減の部	拠点区分間繰入金収益	524,000	0	0	524,000	△524,000	0
	特別収益計(8)	524,000	39,409,034	1,488,000	41,421,034	△524,000	40,897,034
	固定資産売却損・処分損	0	2	0	2	0	2
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	38,115,000	1,488,000	39,603,000	0	39,603,000
	拠点区分間繰入金費用	0	324,000	200,000	524,000	△524,000	0
	特別費用計(9)	0	38,439,002	1,688,000	40,127,002	△524,000	39,603,002
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	524,000	970,032	△200,000	1,294,032	0	1,294,032
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△632	△8,963,718	△5,950,602	△14,914,952	0	△14,914,952
	前期繰越活動増減差額(12)	22,283,205	16,042,796	72,801,704	111,127,705	0	111,127,705
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	22,282,573	7,079,078	66,851,102	96,212,753	0	96,212,753
繰越活動増減差額の部	基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	73,000,000	0	73,000,000	0	73,000,000
	その他の積立金積立額(16)	0	48,500,000	0	48,500,000	0	48,500,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	22,282,573	31,579,078	66,851,102	120,712,753	0	120,712,753

法人単位貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 松風会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	112,242,398	57,718,399	54,523,999	流動負債	66,961,236	8,342,082	58,619,154
現金預金	50,250,873	38,715,995	11,534,878	事業未払金	53,888,351	3,994,912	49,893,439
現 金	127,225	30,509	96,716	1年以内返済予定設備資金借入金	1,488,000	1,488,000	0
普通預金	40,849,677	32,349,990	8,499,687	預り金	2,858	30,935	△28,077
当座預金	3,558,565	620,090	2,938,475	職員預り金	4,082,027	2,828,235	1,253,792
定期預金	5,715,406	5,715,406	0	賞与引当金	7,500,000	0	7,500,000
事業未収金	8,275,900	2,974,750	5,301,150	職員賞与	7,500,000	0	7,500,000
未収補助金	53,715,625	15,579,848	38,135,777				
立替金	0	0	0				
前払金	0	447,806	△447,806				
その他の流動資産	0	0	0				
資金諸口	0	0	0				
固定資産	413,430,119	386,866,872	26,563,247	固定負債	34,872,140	34,972,140	△100,000
基本財産	149,060,644	87,280,894	61,779,750	設備資金借入金	10,416,000	11,904,000	△1,488,000
建物-基本財産-	148,060,644	86,280,894	61,779,750	退職給付引当金	24,456,140	23,068,140	1,388,000
定期預金	1,000,000	1,000,000	0	負債の部合計	101,833,376	43,314,222	58,519,154
その他の固定資産	264,369,475	299,585,978	△35,216,503	純 資 産 の 部			
建物-その他-	16,214,936	26,506,792	△10,291,856	基本金	22,024,930	22,024,930	0
構築物	13,833,626	16,252,223	△2,418,597	第一号基本金	15,498,000	15,498,000	0
車輛運搬具	3,384,911	2,569,939	814,972	第二号基本金	6,526,930	6,526,930	0
器具及び備品	9,663,375	9,784,617	△121,242	国庫補助金等特別積立金	86,101,458	48,618,414	37,483,044
建設仮勘定	0	0	0	その他の積立金	195,000,000	219,500,000	△24,500,000
権利	80,083	80,083	0	人件費積立金	50,000,000	49,000,000	1,000,000
ソフトウェア	115,504	192,504	△77,000	修繕費積立金	32,000,000	52,000,000	△20,000,000
退職給付引当資産	24,456,140	23,068,140	1,388,000	備品等購入積立金	10,000,000	9,000,000	1,000,000
人件費積立資産	50,000,000	49,000,000	1,000,000	保育所施設・設備整備積立金	103,000,000	109,500,000	△6,500,000
修繕費積立資産	32,000,000	52,000,000	△20,000,000	次期繰越活動増減差額	120,712,753	111,127,705	9,585,048
備品等購入積立資産	10,000,000	9,000,000	1,000,000	(うち当期活動増減差額)	△14,914,952	△18,411,577	3,496,625
保育所施設・設備整備積立資産	103,000,000	109,500,000	△6,500,000				
長期前払費用	20,900	31,680	△10,780				
その他の固定資産	1,600,000	1,600,000	0	純資産の部合計	423,839,141	401,271,049	22,568,092
資産の部合計	525,672,517	444,585,271	81,087,246	負債及び純資産の部合計	525,672,517	444,585,271	81,087,246

社会福祉事業区分 貸借対照表内訳表

令和 6 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 松風会

(単位：円)

勘定科目	本部	みどり保育園	西船みどり保育園	合計	内部取引消去	事業区分合計
流動資産	21,286,959	70,556,323	20,599,116	112,442,398	△200,000	112,242,398
現金預金	20,762,959	20,777,238	8,710,676	50,250,873	0	50,250,873
現 金	53,416	28,555	45,254	127,225	0	127,225
普通預金	14,994,137	17,478,055	8,377,485	40,849,677	0	40,849,677
当座預金	0	3,270,628	287,937	3,558,565	0	3,558,565
定期預金	5,715,406	0	0	5,715,406	0	5,715,406
事業未収金	524,000	4,744,820	3,207,080	8,475,900	△200,000	8,275,900
未収補助金	0	45,034,265	8,681,360	53,715,625	0	53,715,625
立替金	0	0	0	0	0	0
前払金	0	0	0	0	0	0
その他の流動資産	0	0	0	0	0	0
資金諸口	0	0	0	0	0	0
固定資産	1,000,003	228,965,508	183,464,608	413,430,119	0	413,430,119
基本財産	1,000,000	76,382,224	71,678,420	149,060,644	0	149,060,644
建物-基本財産-	0	76,382,224	71,678,420	148,060,644	0	148,060,644
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000
その他の固定資産	3	152,583,284	111,786,188	264,369,475	0	264,369,475
建物-その他-	0	237,071	15,977,865	16,214,936	0	16,214,936
構築物	0	7,262,958	6,570,668	13,833,626	0	13,833,626
車輛運搬具	0	1,968,750	1,416,161	3,384,911	0	3,384,911
器具及び備品	3	5,507,156	4,156,216	9,663,375	0	9,663,375
建設仮勘定	0	0	0	0	0	0
権利	0	80,083	0	80,083	0	80,083
ソフトウェア	0	115,501	3	115,504	0	115,504
退職給付引当資産	0	16,411,765	8,044,375	24,456,140	0	24,456,140
人件費積立資産	0	20,000,000	30,000,000	50,000,000	0	50,000,000
修繕費積立資産	0	26,000,000	6,000,000	32,000,000	0	32,000,000
備品等購入積立資産	0	5,000,000	5,000,000	10,000,000	0	10,000,000
保育所施設・設備整備積立資産	0	70,000,000	33,000,000	103,000,000	0	103,000,000
長期前払費用	0	0	20,900	20,900	0	20,900
その他の固定資産	0	0	1,600,000	1,600,000	0	1,600,000
資産の部合計	22,286,962	299,521,831	204,063,724	525,872,517	△200,000	525,672,517
流動負債	4,389	59,005,966	8,150,881	67,161,236	△200,000	66,961,236
事業未払金	4,389	51,982,989	2,100,973	54,088,351	△200,000	53,888,351
1年以内返済予定設備資金借入金	0	0	1,488,000	1,488,000	0	1,488,000
預り金	0	0	2,858	2,858	0	2,858
職員預り金	0	2,022,977	2,059,050	4,082,027	0	4,082,027
賞与引当金	0	5,000,000	2,500,000	7,500,000	0	7,500,000
職員賞与	0	5,000,000	2,500,000	7,500,000	0	7,500,000

固定負債	0	16,411,765	18,460,375	34,872,140	0	34,872,140
設備資金借入金	0	0	10,416,000	10,416,000	0	10,416,000
退職給付引当金	0	16,411,765	8,044,375	24,456,140	0	24,456,140
負債の部合計	4,389	75,417,731	26,611,256	102,033,376	△200,000	101,833,376
基本金	0	22,024,930	0	22,024,930	0	22,024,930
第一号基本金	0	15,498,000	0	15,498,000	0	15,498,000
第二号基本金	0	6,526,930	0	6,526,930	0	6,526,930
国庫補助金等特別積立金	0	49,500,092	36,601,366	86,101,458	0	86,101,458
その他の積立金	0	121,000,000	74,000,000	195,000,000	0	195,000,000
人件費積立金	0	20,000,000	30,000,000	50,000,000	0	50,000,000
修繕費積立金	0	26,000,000	6,000,000	32,000,000	0	32,000,000
備品等購入積立金	0	5,000,000	5,000,000	10,000,000	0	10,000,000
保育所施設・設備整備積立金	0	70,000,000	33,000,000	103,000,000	0	103,000,000
次期繰越活動増減差額	22,282,573	31,579,078	66,851,102	120,712,753	0	120,712,753
(うち当期活動増減差額)	△632	△8,963,718	△5,950,602	△14,914,952	0	△14,914,952
純資産の部合計	22,282,573	224,104,100	177,452,468	423,839,141	0	423,839,141
負債及び純資産の部合計	22,286,962	299,521,831	204,063,724	525,872,517	△200,000	525,672,517

計算書類に対する注記（社会福祉法人 松風会）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 - 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 - . . . 千葉県社会福祉事業共助会により計算した退職給付引当金を計上している。
- ・賞与引当金 - . . . 本俸の約 1.2 ヶ月分で計算した賞与引当金を計上している

3. 重要な会計方針の変更

なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ①千葉県社会福祉事業共助会制度
- ②独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第 1 号第 1 様式、第 2 号第 1 様式、第 3 号第 1 様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第 1 号第 2 様式、第 2 号第 2 様式、第 3 号第 2 様式)

当法人では、公益事業、収益事業を実施していないため上記の内訳表は作成していない。

- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式)

(4) 当法人の拠点区分の内容

- ア 本部
 - イ みどり保育園（社会福祉事業）
 - ウ 西船みどり保育園（社会福祉事業）
- 各拠点区分共 1 つのサービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	94,407,603	59,620,000	5,966,959	148,060,644
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合計	95,407,603	59,620,000	5,966,959	149,060,644

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下の通りである。

建物（基本財産）71,678,420 円

担保している債務の種類及び金額は以下の通りである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額含む）11,904,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	278,043,930	129,983,286	148,060,644
定期預金（基本財産）	1,000,000		1,000,000
建物	27,072,500	10,857,564	16,214,936
構築物	45,577,487	31,743,861	13,833,626
車輛運搬具	10,416,380	7,031,469	3,384,911
器具及び備品	47,240,997	37,577,622	9,663,375
その他の固定資産（絵画）	1,600,000	0	1,600,000
その他の固定資産（無形）	2,227,550	2,112,046	115,504
合 計	413,178,844	219,305,848	193,872,996

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
	0	0	0
合 計	0	0	0

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引内容は次のとおりである。

種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

監査報告書

令和6年 5月14日

社会福祉法人 松風会

理事長 松崎 総一 殿

監事 高橋 克文 印

監事 青山 隆彦 印

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

社会福祉法人
松風会

定款

社会福祉法人 松風会

定款

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1） 第2種社会福祉事業

（イ） 保育所の経営

（ロ） 一時預かり事業

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人松風会という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を千葉県船橋市市場4丁目12番3号に置く。

第2章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が210,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

（構成）

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金 1, 000, 000円
- (2) 千葉県船橋市市場4丁目2340番地及び2341番地
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
みどり保育園園舎1棟（803.71平方メートル）
- (3) 千葉県船橋市山野町120番地14
西船1丁目215番地7
所在の鉄骨造陸屋根高床式平家建
西船みどり保育園ホール1棟（221.43平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、船橋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、船橋市長の承認は必要としない。

- （1） 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- （2） 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1） 事業報告
 - （2） 事業報告の附属明細書
 - （3） 貸借対照表
 - （4） 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - （5） 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - （6） 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - （1） 監査報告
 - （2） 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - （3） 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、地方公共団体または、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、船橋市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を船橋市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人松風会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	松崎 節生
理 事	石井 はな
理 事	西出 功
理 事	金子 若松
理 事	中 潔
理 事	松本 力
理 事	高野 量有
理 事	金子 稔
理 事	武内 直次郎
理 事	田中 悦代
監 事	若松 繁夫
監 事	中台 茂

附 則

この定款は、千葉県知事認可の日（平成14年 7月18日）から改正し施行する。

この定款は、船橋市長認可の日（平成15年 8月26日）から改正し施行する。

この定款は、船橋市長認可の日（平成18年 8月20日）から改正し施行する。

この定款は、船橋市長認可の日（平成21年 6月11日）から改正し施行する。

この定款は、船橋市長認可の日（平成22年 8月 9日）から改正し施行する。

この定款は、船橋市長認可の日（平成23年 1月14日）から改正し施行する。

この定款は、船橋市長認可の日（平成24年 3月24日）から改正し施行する。

この定款は、船橋市長認可の日（平成27年 5月21日）から改正し施行する。

この定款は、船橋市長認可の日（平成28年 2月29日）から改正し施行する。

この定款は、平成29年 4月 1日から改正し施行する。

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

社会福祉法人 松風会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。また、職員としての給与は含まない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人松風会定款第8条及び第21条に定めるところとするが、原則無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月17日から施行する。

社会福祉法人 松風会
役員等名簿（理事・監事・評議員）

（令和6年6月14日現在）

役 職	氏 名
理事長	松崎 総一
理事	三津田 優
理事	鍋島 暁子
理事	川野 さやか
理事	関根 俊平
理事	高津 悦子
監事	高橋 克文
監事	青山 隆彦

役 職	氏 名
評議員	櫛田 信明
評議員	清水 龍夫
評議員	塚本 富士男
評議員	下川 太郎
評議員	松本 勝典
評議員	渡邊 弘彦
評議員	門田 裕隆